

## 十和田市第2次飲食業支援給付金事業に係るQ&A

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

→ 市内に店舗を有し、食品衛生法に基づく営業許可を受けて、日本標準産業分類における次のいずれかに該当する飲食業を営む事業者です。

- ①客の注文に応じて調理した飲食料品をその場で飲食させる (店内飲食)
- ② // 持ち帰る状態で提供する (テイクアウト)
- ③ // 客の求める場所へ届ける (デリバリー)

ただし、社員食堂や宿泊施設内の食事会場など、特定の者に対してのみ飲食を提供している者は対象外となります。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの小売りを営業の主体としていると認められる店舗は、食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている場合であっても対象外となります。

問2 以前、飲食業支援給付金または経済支援対策給付金を受給していますが、今回も申請できますか。

→ 申請できます。

問3 添付書類を教えてください。

→ ①給付金支給申請書 (オモテ・ウラあり)

②申告に関する書類 (注)

- ・個人事業主：令和元年分確定申告書類または令和2年度住民税申告書類等の写し
- ・法人事業者：直近事業年度分の法人市民税の確定申告書類の写し

③令和2年10月から令和3年3月までのいずれかの月 (減収月) と前年同月の売上高が確認できる書類 (帳簿の写しや日計表など、様式は問いません。)

※飲食業以外にも複数の事業を営んでいる場合は、飲食業部門の売上高がわかる書類等を添付してください。

④食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し (注)

⑤感染対策を講じていることがわかる書類 (次のいずれか)

- ・「青森県新しい生活様式対応推進応援金」の給付を受けた方は、その支給決定通知書の写し
- ・3種類以上の感染対策取組み状況がわかる写真等 (例：消毒液・パーティション・店内への注意喚起の掲示など。詳細は『問24』をご覧ください。)

※市・十和田商工会議所・十和田湖商工会が作成した「安心対策実施店ステッカー」または市・十和田市飲食業協会が作成した「安心対策実施店ステッカー」の配付を受けている店舗は、省略することができます。

(注) ②・④について、前回の十和田市飲食業支援給付金の申請時に添付したものと同様の場合は、添付を省略することができます。

## 十和田市第2次飲食業支援給付金事業に係るQ&A

問4 支給金額はいくらですか。

→ 1店舗あたり20万円です。

ただし、減収月の前年同月の売上高が20万円未満の場合は、その額（千円未満切捨て）が支給金額の上限となります。

問5 飲食店以外の事業も行っていますが、支給の対象となりますか。

→ 複数の事業を営んでいる場合であっても、十和田市内で営んでいる飲食業の売上高が30%以上減少している場合は対象となります。

ただし、飲食業だけの売上がわかる資料（任意様式）を提出してください。（帳簿の「売上高」の脇に手書きで、「うち飲食〇〇〇円」と記入しても可。）

問6 一つの店舗内で飲食業と飲食以外の事業を行っています。対象となりますか。

→ 一つの店舗内で複数の事業を営んでいる場合であっても、飲食業の売上高が30%以上減少している場合は対象となります。

ただし、飲食業だけの売上がわかる資料（任意様式）を提出してください。（帳簿の「売上高」の脇に手書きで、「うち飲食〇〇〇円」と記入しても可。）

問7 1階で飲食店、2階でスナックを営業していますが、2店舗分対象となりますか。

→ 屋号が異なる、それぞれで飲食店の営業許可を受けている等、別店舗と判断できれば2店舗分が対象となります。

問8 飲食店を2店舗経営しており、A店は売上高が50%以上減少しているがB店は10%増加しています。トータルの売上高が30%以上減少していれば、2店舗分対象となりますか。

→ 市内で営む飲食店舗の総売上高が30%以上減少していれば対象となります。上記の場合は、2店舗分を給付します。

ただし、店舗ごとの売上高のわかる資料（任意様式）を提出してください。（帳簿の「売上高」の脇に手書きで、「うちA店〇〇円、B店〇〇円」と記入しても可。）

問9 日中休んでいる店舗を間借りして、飲食店を営業しています。対象となりますか。

→ 屋号が異なる、それぞれで飲食店の営業許可を受けている等、別店舗と判断できればそれぞれが対象となります。

問10 作り置きした食品をビュッフェスタイルで提供しています。対象となりますか。

→ 飲食店として、その場で飲食させる店舗のため対象となります。

問11 外食チェーンの直営店。十和田店の売上は減少していないが、会社全体でみると30%以上減少しています。確定申告は本社一括であり本社として申請したい。

→ 十和田市内の店舗の減収を基準としています。十和田店の売上が30%以上減少していないため対象となりません。

## 十和田市第2次飲食業支援給付金事業に係るQ&A

問12 外食チェーンの直営店。会社全体の売上は減少していないが、十和田店は30%以上減少しています。確定申告は各店舗で行っていますが、十和田店として申請できますか。

→ 十和田市内の店舗の減収を基準としています。十和田店の売上が30%以上減少していれば対象となるため申請可能です。

問13 十和田市民だが市外に店舗があります。市外の店舗は対象となりますか。

→ 市外の店舗は対象外となります。国や県等の支援をご活用ください。

問14 飲食店を2店舗以上経営している場合の売上高の計算方法について教えてください。

→ ①支給対象者の判定（30%以上の減少率の計算方法）

店舗ごとではなく、市内で営む飲食店舗の売上高の合計が、減収月と前年同月と比較して30%以上減少している方が対象となります。市外の店舗や、飲食業以外の事業の売上は含みません。

②支給金額の計算方法

各店舗ごとに、減収月の前年同月の売上高と20万円を比較し、それぞれいずれか低い方の額（千円未満切捨て）の合計が支給金額となります。

※詳しくは記入例をご覧ください。

問15 宿泊施設内で飲食店を営んでいます。対象となりますか。

→ 宿泊者専用の食事会場は宿泊施設の一部とみなしますので対象外となります。ただし、宿泊者以外にも広く一般の方に飲食物を提供する飲食店舗であれば対象となります。

問16 移動販売（キッチンカーなど）・露天商・屋台等は対象となりますか。

→ 飲食店営業の許可を受けている場合は、市内に住所を有し、市内で営業している方に限り、移動販売車等を店舗とみなしますので、対象となります。

問17 創業後1年に満たない場合は対象となりますか。

→ 創業後1年に満たない場合、令和2年10月から令和3年3月までのいずれかの月の売上高が、前月又は前々月の売上高と比較して30%以上減少していれば対象となります。

問18 コロナウイルスの影響で現在休業していますが、対象となりますか。

→ 休業しているかどうかを問わず、対象となります。ただし、令和3年3月8日時点ですでに廃業している場合や、廃業を予定している場合は対象外となります。

問19 申請書はどこで入手できますか。

→ 申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、希望者には郵送しますので、お電話にてご連絡ください【商工観光課：0176-51-6771・6773】

また、商工会議所会報：フロンティア（3月5日発行予定）に折り込みます。

なお、前回の十和田市飲食業支援給付金または経済支援対策給付金の申請をされた方で、今回給付金の対象になると思われる方には、個別に通知しています。

## 十和田市第2次飲食業支援給付金事業に係るQ&A

### 問20 申請期間・申請方法は？

- 申請期間は3月8日から4月30日までです。  
コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は郵送（4月30日の消印まで有効）のみとします。持参による申請はご遠慮ください。  
また、ご相談・問い合わせ等もお電話にてお願いします。

### 問21 確定申告書・住民税申告書の控えを持っていません。

- 十和田市民の方は、市で申告状況を確認します。ただし、確認に時間を要し、支給が遅れる可能性がありますので、申告書をお持ちの方は必ず添付してください。  
なお、十和田市外の方は、住所地の管轄税務署または税務担当課へご相談ください。  
ただし、前回の十和田市飲食業支援給付金または経済支援対策給付金の申請をされた方は、前回の申請時に申告状況を確認しているため、添付を省略することができます。

### 問22 市税等の滞納がない証明は必要ですか。

- 市で納税状況を確認しますので、証明書等の添付は必要ありません。ただし、申請日の前後に納付された場合は、領収済納付書の写しを添付してください。添付がない場合は、後日、納付確認のご連絡を差し上げる場合があります。

### 問23 売上高の減少が確認できる書類とは何ですか。

- 減収月と前年同月の帳簿の写しや日計表など、様式は問いません。

### 問24 3種類以上の感染対策取組み状況がわかる写真の具体例を教えてください。

- 写真の具体例として、次のようなものが挙げられます。
- ・店内への消毒液の設置状況がわかる写真
  - ・お客様へ検温をお願いしている場合は、体温計の設置状況などの写真
  - ・パーティションの設置や、間隔を空けて座れるような座席配置の工夫がわかる写真
  - ・お客様へ向けた注意喚起を掲示していることがわかる写真  
(手指消毒への協力や、食事中以外のマスク着用のお願、体調に異常がある場合に店内飲食をお断りする旨の掲示など)
  - ・従業員のマスクやフェイスガードの着用状況がわかる写真
  - ・トイレのハンドドライヤーは使用中止し、ペーパータオル等を設置している場合は、その取組み状況がわかる写真など
- 上記のほか、業種ごとのガイドラインについては、内閣府や厚生労働省、県庁ホームページ等をご確認ください。

### 問25 給付金はいつ頃支給されますか。

- 提出書類に不備等がなければ、おおむね2週間で支給となります。

## 十和田市第2次飲食業支援給付金事業に係るQ&A

問26 振込先は誰でもよいですか。（各店舗の店長など）

→ 事業主の口座（法人の場合は法人口座）のみとなります。

問27 申告をしていません。どうすればいいですか。

→ まずは税務署で確定申告をお願いします。申告後、申告書の控えを添付して当事業の給付申請をしてください。

【十和田税務署：0176-23-3151（音声ダイヤルで「2」を押す）】

※税務署で確定申告不要と言われた場合は、十和田市役所税務課にて市民税・県民税の申告を行ってください。【税務課 市民税係 直通：0176-51-6766・6767】

問28 なぜ令和2年度の市税等に滞納があれば対象外なのですか。支援措置なのだから全ての飲食業者へ給付すべきでは？

→ 市民の皆さんが納めた税金から給付金を支給するという考え方から、少なくとも直近年度の滞納がないことを条件としています。

ただし、コロナの影響により徴収猶予の特例の適用を受けている方は支給の対象となります。適用を受けているかどうかについては、市で状況を確認しますので証明書等の添付は必要ありません。

問29 なぜ飲食業だけ支援するのですか。飲食業以外の事業者への支援はありませんか。

→ 市民の行動自粛による影響が特に大きい業種であると判断したものです。他の業種については、国や県等の支援をご活用ください。

問30 他の支援措置（国、県等）を教えてください。

→ 下記の窓口へお問い合わせください。

### 【その他の支援措置一覧】

内容	相談窓口	電話番号	受付時間
新型コロナウイルスに関する経営相談	十和田商工会議所	0176-24-1111	8:30～17:00（平日のみ）
	十和田湖商工会	0176-72-2201	8:30～17:15（平日のみ）
融資	お取引している金融機関へご相談ください。		
雇用調整助成金	ハローワーク十和田	0176-23-5361	8:30～17:15（平日のみ）